土地利用調整条例とは　第１条

この条例は、敦賀市のまちづくりに関する施策の策定、開発事業の手続及びまちづくりに関して必要な事項を定めることにより、秩序ある土地利用の調整と住民主体による地区の土地利用調整を推進することを目的とします。

土地利用調整条例の構成
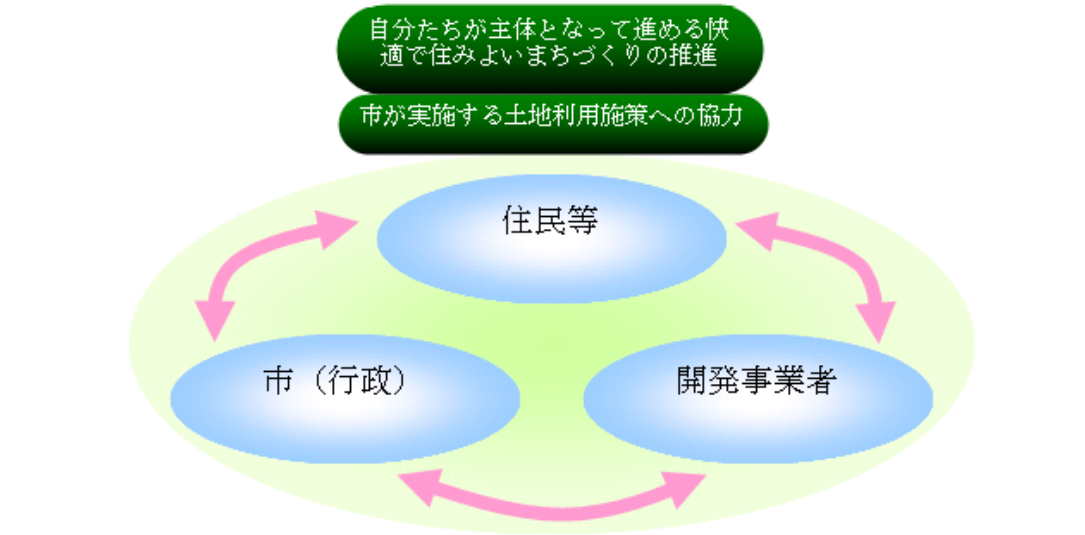
第１章　総則	条例の目的や、市・住民等・土地の所有者等・開発事業者の責務を定めています。
第２章　土地利用調整計画	敦賀市土地利用調整計画とその中の土地利用に関する基準等などを規定しています。
第３章　開発事業の手続	対象となる開発の規模や、手続きの内容などについて規定しています。
第４章　地区まちづくり計画	住民主導によるまちづくりを進めていくためのしくみとして、まちづくり協議会の設置、地区まちづくり計画の策定などを規定しています。
第５章　表彰	良好なまちづくりに寄与したものに対する表彰制度について規定しています。
第６章　雑則	委任、その他について規定しています。
第４章　罰則	罰則で過料を規定しています。